

東浦町こども家庭センター設置要綱

(設置)

第1条 全ての児童及び妊産婦の福祉並びに健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2に規定することも家庭センターとして、東浦町こども家庭センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項に規定する業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(センター長及び統括支援員)

第3条 センターにこども家庭センター長（以下「センター長」という。）及び統括支援員を置く。

- 2 センター長は、児童及び妊産婦の福祉に関する事務を所管する課の長をもって充てる。
- 3 統括支援員は、職員のうちからセンター長が指名する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。